

金融ニューズレター
アジアニューズレターI. タイの法体系
II. タイの金融関連法の概観2020年
3月23日号

I. タイの法体系

執筆者: 杉山 泰成、原田 伸彦、和田 卓也、Nuttaros Tangprasitti、Radklao Namkunya

タイの法体系は、大陸法系であり、強制力を伴う規定の多くは、立法府(すなわち議会)が立法権によりまたは行政府が行政権により制定した成文法に基づいています。大陸法系であるため、英米法とは異なり、司法判断そのものが法源として広く先例拘束力を有するものではありません。すなわち、裁判所は自身の裁判例に拘束されず、下級裁判所は、上級裁判所の裁判例に従う義務はありません。しかし、タイ法は英米法系の判例の影響も受けています。そのため、裁判所は、先行する自身の裁判例または上級裁判所の裁判例による強い影響を受け、実務上は、裁判所は、同一または類似の状況の後続の事案については、従前の裁判例に従うことがあります。

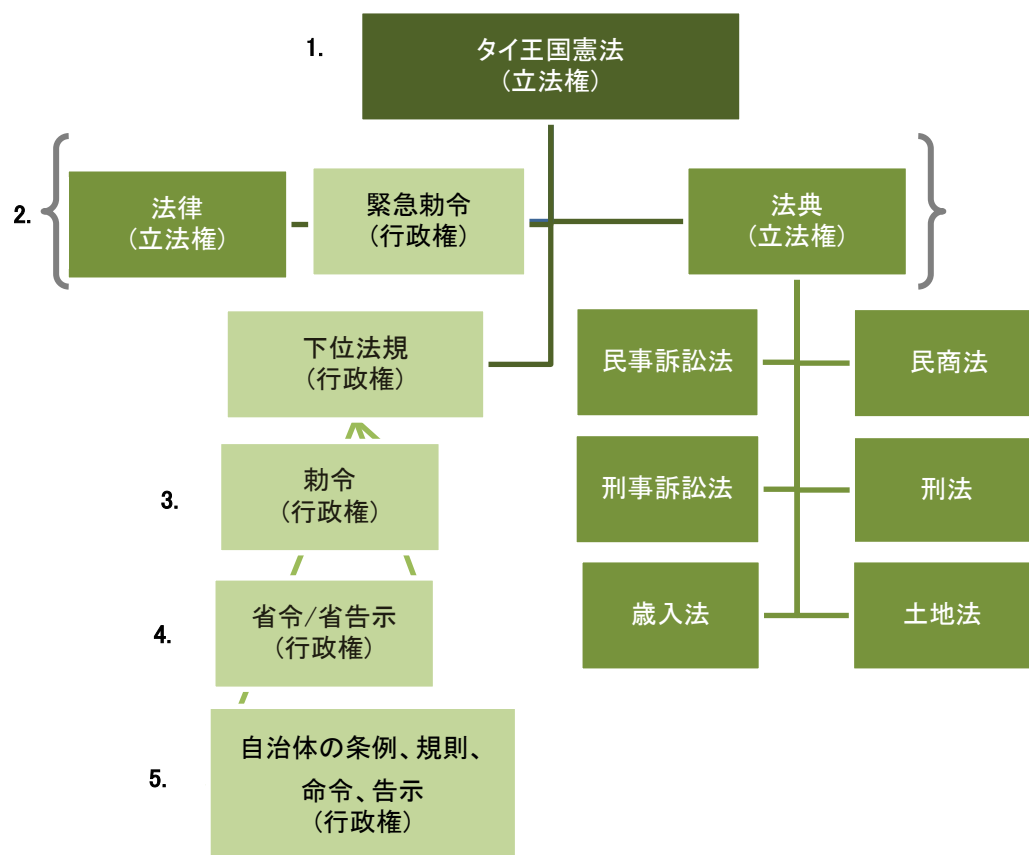
タイの法令の階層構造上、タイ王国憲法は、他の法令に優先する最も重要かつ主要な法源です。第二層の法源は、法律(Acts)(なお、併記した英語はタイ語の英訳。以下同じです。)、法典(Codes)および緊急勅令(Emergency Decrees)です。法律は、タイ法の最も一般的な形式であり、様々な法分野を規律しています。法典は、体系的に編成された成文法の集成であり、タイでは以下の図に記載される6つの法典が存在します。緊急勅令は、緊急または危険な事態において国を保護するために行政府が制定するものであり、強制力を有し、立法権によって制定された法律と同等の効力を有します。

行政府は、緊急勅令とは別に、下位法規を定めることができます。すなわち、勅令(Royal Decrees)、省令(Ministerial Regulations)/省告示(Ministerial Notifications)、規則(rules, regulations)、命令(orders)および告示(notifications)です。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

以下の図は、上記のタイにおける法令の階層構造を図示しています。



上記の図における、上位の法令は、下位の法令に優先します。例えば、タイの最高法規であるタイ王国憲法(上記図 1.)は、法律、緊急勅令および法典(上記図 2.)に優先し、法律、緊急勅令および法典は、下位の法令(上記図 3.4.5.)に優先します。タイにおいて、法令の制定は、より上位の法令に根拠があることによりはじめて強制力を有するのであり、下位の法令に規定された内容は、上位の法令に反することはできません。

なお、省令と省告示は、より上位の法令の直接の授權に基づき制定された場合は同格ですが、より上位の法令では省令の制定のみが授權され、授權を受けた政府機関が、省令を制定するとともに、当該省令を根拠としてさらに省告示を定める場合があり、その場合には省令は省告示に優先します。

Ⅱ. タイの金融関連法の概観

執筆者: 杉山 泰成、原田 伸彦、和田 卓也、Nuttaros Tangprasitti、Radklao Namkunya

タイの民商法典(Civil and Commercial Code)は、具体的な契約類型における当事者間の権利義務の原則を定めており、タイにおける金融取引または商取引に適用されます。ただし、特定の金融取引または商取引に関して特に定められた個別法がある場合には、当該取引については、その個別法に従うことになります。個別法においては、より具体的な事項を規制し監督するために、特定の政府当局に授権が行われ、告示、規則および命令等が制定される場合があります。

タイにおいて、法規制の対象となる主要な金融市場には、短期金融市場と資本市場があります。短期金融市場については、短期貸付および銀行融資に関する業務に関する規制の大半を担うのは、タイの中央銀行であるタイ銀行(以下「BOT」といいます。)です。他方、資本市場では、財務省の下位機関であるタイ証券取引委員会(以下「SEC」といいます。)が、長期金融を目的とした資金調達(有価証券の公募、ミューチュアル・ファンド、ヘッジ・ファンド、クラウドファンディング、デリバティブ等)(株式市場および債券市場の双方を含みます。)に関する業務を監督しています。

以下では、外国投資家がタイで金融取引または商取引を進める前に留意すべき金融市場およびタイへの投資に関する関連法の概要を説明します。

タイにおける短期金融市場および銀行融資に関する規制

タイの短期金融市場および銀行融資に関連する規制の観点から、外国投資家は、金銭または運転資金をタイに送金し、あるいはタイでの事業による利益を本国に送金する場合には、仏暦 2485 年(1942 年)外国為替管理法および BOT が発する規則を遵守しなければなりません。タイでは、BOT の対外送金規制は対内送金規制よりも複雑であり、例えば、取引の目的を商業銀行に対して明確にし、その証拠を担当者に提出しなければなりません。さらに、投資家の不法な資金源によるタイへの投資が行われることを避けるため、関連するタイ政府機関であるマネー・ローンダリング対策室(以下「AML 室」といいます。)は、タイで発生した疑わしい取引を監視するために、仏暦 2542 年(1999 年)マネー・ローンダリング対策法を制定し、更なる改正を随時行っています。取引の種類、取引規模、各取引に使用される現金の額などにおいて、AML 室が定める基準に基づき確認が必要な取引を行う場合、AML 室は他の機関、例えば商業銀行や、取引に土地が関係する場合は登記申請を受け付ける土地事務所(Land Office)に協力を要請し、取引報告書を作成させます。また、外国投資家は、関連職員に資金源を申告し、その記録を保存しておく必要があります。

タイにおいて金融業、例えば、商業銀行業、ファイナンス事業、不動産銀行(credit foncier)業、証券業、先物取引に関する法律に基づく先物取引業、生命保険に関する法律に基づく生命保険業その他の BOT の告示に定められた業務等を営もうとする外国投資家については、事業を開始する前に、BOT 等の関係当局の許認可を得なければなりません。

また、BOT は、事業の運転資金の流動性を支えるため、仏暦 2560 年(2017 年)決済システム法の適用によって、決済システムや決済サービスの運用を監督しています。オンライン市場とインターネット・バンキングシステムの円滑化を図るために、タイ国内において財務省の告示で定める決済システムまたは決済サービスの運営を行おうとする者は、財務大臣の免許を受けるか、または BOT に登録しなければなりません。また、外国人は、上記のような決済サービスの運営を行うことが制限されています。

借入のために資産に対する担保を設定することに関して、タイの法律は、債務者のために様々な種類の担保を用意しています。民商法に規定される基本的な担保としての質権および抵当権とは別に、仏暦 2558 年(2015 年)企業担保法は、債権者に当該資産を引き渡すことなく、担保として、例えば、不動産、機械、知的財産、在庫および原材料等の異なる種類の資産に対して担保を設定することを認めています。

タイの資本市場に関する規制

前述のように、SEC は資本市場における様々な活動を監督する主要な機関であり、財務省の管理下にあります。仏暦 2535 年(1992 年)証券取引法は、さまざまな証券(株式や債券等の、SEC の指定する証券)の公募による資金調達を監視するために制定されています。証券業(証券委託売買業務、証券自己売買業務、投資助言業務、証券引受業務、ミューチュアル・ファンド運用業務、プライベート・ファンド運用業務など)を営もうとする者は、同法および SEC の関連規則/告示に基づく資格を要します。デリバティブ取引は、仏暦 2546 年(2003 年)デリバティブ法に従うものとされ、これに基づき、タイ先物取引所(TFEX)は、特定の原資産(例えば、外国通貨、金および金利)に関する先物、オプションおよび先物オプションの中心的な取引の場となっています。

証券取引所市場および TFEX とは別に、信託制度を通じた資金調達は、タイにおいても認められていますが、資本市場において統制された範囲においてのみ認められています。例えば、不動産投資信託(以下「REIT」といいます。)およびイスラム原則に基づくスクーク(Sukuk、イスラム債)は、いずれも仏暦 2550 年(2007 年)資本市場取引信託法の規定に服します。同法は、タイにおける信託制度を通じた投資を規制しています。REIT は、タイにおける集団投資スキームの仕組みの一つであり、資本市場監督委員会の告示により、従前の不動産ファンドに替わるものとして導入されました。REIT の仕組み、原資産の条件、タイ法に基づく税務上の特典など、タイ REIT に関する詳細は、別のニュースレターで取り上げます。

最後に、資本市場について、SEC は、仏暦 2561 年(2018 年)デジタル・アセット事業に関する緊急勅令および他の関連する SEC 関連規則に基づき、暗号通貨および/またはデジタルトークンへのタイにおける投資を監督しています。外国投資家がタイのデジタル・アセット事業者のプラットフォームを通じてデジタル・アセットを取引することは認められています。デジタル・アセットの取引についての通貨は、BOT の規制によりタイパーツのみに制限されています。投資を進める前に、外国投資家は、SEC から関連するライセンスを取得したタイのデジタル・アセット事業者のリストを SEC のウェブサイトを通じて確認することが必要です。さらに、SEC のウェブサイトには、投資家への情報提供として、SEC に登録していないデジタル・アセット事業者のリストも掲載されています。

今回のニュースレターでは、投資家がタイにおける運転資金の流動性を高めるために自身の事業にとって最適な選択肢を検討できるよう、タイ法上の基本的な担保権の詳細(例えば、タイ法で担保として認められている資産の種類)について解説する予定です。



すぎやま やすなり
杉山 泰成

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
y.sugiyama@jurists.co.jp

1994年早稲田大学政治経済学部政治学科卒業、司法修習修了後(第48期)、1996年4月西村総合法律事務所(現西村あさひ法律事務所)入所。2001年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)後、ニューヨークの Latham & Watkins(2001年8月-2002年7月)およびロンドンの Norton Rose(2002年8月-2003年2月)での海外研修を経て、現在西村あさひ法律事務所パートナー。主な業務分野は、工場設備・航空機・船舶等のアセットファイナンス、トレードファイナンス、不動産・債権の流動化および証券化、金融機関の海外進出支援。



はらだ のぶひこ
原田 伸彦

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
n.harada@jurists.co.jp

アジア・欧州を中心とする航空機・船舶等のアセットファイナンス、国内外の不動産ファイナンス、M&Aファイナンス等のファイナンス関連業務に加え、上場企業・海運会社等のクロスボーダー私的・法的整理にも従事しており、ファイナンス・事業再生の両分野を取り扱う。2010年から2011年まで、ロンドンの大手法律事務所にて勤務した経験を有する。



わだ たくや
和田 卓也

西村あさひ法律事務所 弁護士
t.wada@jurists.co.jp

2012年弁護士登録。都内法律事務所において日系企業の海外(特にアジア地域)進出支援を含む中小企業法務・コンサルティング業務に従事し、2015年より現職。海外進出支援業務の他、キャピタルマーケット、REIT、不動産取引、金融レギュレーション等に関する業務に従事。



Nuttaros Tangprasitti SCL Nishimura パートナー弁護士(タイ法)
nuttaros@siamcitylaw.com

2005年 SCL Law Group 加入。2006年タイのタマサート大学卒業(LL.B.)、2010年ルクセンブルク大学卒業(LL.M.)。



Radklao Namkunya SCL Nishimura 弁護士(タイ法)
radklao@siamcitylaw.com

2015年タイのチュラロンコーン大学卒業(LL.B.)。2016年 SCL Law Group 加入。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200
E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>